

令和 7年 6月 24日 議決・専決

令和 7年 7月 1日施行

令和 7年 6月 25日 公布

令和 年 月 日適用

佐用町告示第 号

令和7年佐用町条例第22号

佐用町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例

佐用町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7年 6月 25日

佐用町長 庵 途 典 章

佐用町条例第22号

佐用町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例

佐用町福祉医療費助成条例（平成17年佐用町条例第85号）の一部を次のように改正する。

第2条第18号中「800,000円」を「809,000円」に改め、同条第19号中「800,000円」を「809,000円」に改める。

第4条第1号中「800,000円」を「809,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前になされた医療の給付に関する助成対象者については、なお従前の例による。